

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立てにかかる非開示とした行政文書のうち、別紙1に掲げる部分の情報を開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成24年2月27日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別紙2のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書の一部として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。
  - (1) 復命書（平成21年7月13日付け）
  - (2) 復命書（平成21年1月19日付け）
  - (3) 用地交渉記録簿（平成17年8月17日付け）
  - (4) 折衝記録（平成17年8月17日付け）

その上で、本件行政文書については、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示をしない理由を次のとおり付して、平成24年9月12日付けで、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第7号該当

対象行政文書には、用地交渉記録等が記載されており、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

- 3 これに対し、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成24年10月23日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「実施機関が行った本件処分を取り消す。」との決定を求めるといものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書等の記載から一部を抜粋し引用すると、おおむね以下のとおりである。

条例第8条第1項第7号の「用地買収交渉」に該当するとして非開示としたが、非開示としたこれらの復命書、用地交渉記録簿及び折衝記録は、単に用地関係職員が立ち会っているだけでその業務の大部分は、技術関係職員が帯同して行う境界立会及び確認とか暫定施行に伴う現地施工をどうするか施工協議であったり、交差点計画に伴う技術的な話し合いであったり同号という用地交渉職員が行う交渉に該当する内容ではありません。

「説明する責務（説明責任）」を全うするための制度が情報公開制度であることから明らかであるように、単に、用地課職員がついてきたというだけの復命書や名称だけの交渉記録を非開示とするならば、「知る権利」と「県政の監視と参加する権利」を著しく侵害するものであり、到底納得できず、「行政文書の開示を請求する権利」を行使するために、非開示の判断を取り消すよう求めるものである。

#### 各行政文書についての異議申立ての理由

##### (1) 平成21年7月13日復命書に関する異議申立ての理由

用地買収交渉が衆人監視の中で行われるはずもありませんし、既設横断歩道を廃止したことを激怒した「住民の会との話し合い」が「相互の利害関係事項について協議し決定する折衝」に当たるはずもありません。更に、「公開することにより、当該事務若しくは円滑な執行に支障が生じると認められる情報」があるはずもなく、非開示は全くもって不可解な決定であると思います。

単に用地職員が加わっただけで、「用地買収交渉」にされての非開示はまことにもって不条理であるといわざるを得ません。このような理由での不開示で施策の決定過程や理由を隠匿するようでは住民に対する「説明する責務（説明責任）」を果たした事にはならず、あからさまな住民敵視行政そのものではないでしょうか。その愚行を暴く為に「県政の監視と参加」を行使するに当たり当文書の開示は絶対に必要であり又、

当然と考えますので開示をお願いします。

(2) 平成21年1月19日復命書に関する異議申立ての理由

土木事務所担当者の「暫定施工について現地で立ち会って欲しい」と土木からの求めに応じて副所長以下の5名と私を含め6名で、現地や自宅内で話し合い立会いを行ったものです。施工立会いとしては、当然過ぎるほど当然の協議内容であったことは、当人達も、分かっているはずで、将来計画を明確にすべきであるとしてその平面図の提示を求めただけです。それが、「相互の利害関係事項について協議し、決定する為に折衝する」という用地買収交渉に何処が該当するのでしょうか。更には、「公開することにより、当該事務若しくは円滑な執行に支障が生じると認められる情報」を含むなどどう考えても、条例第8条第1項第7号の規定には当たらないのは明白であると考えます。ただ単に、用地担当職員がついていただけで、用地関係職員が居ただけで用地交渉として非開示にする便法が罷り通るのであれば、この制度の形骸化に通じるだけではなく、この制度の存在理由が問われることにもなりかねません。

(3) 平成17年8月17日用地交渉記録簿及び折衝記録に関する異議申立ての理由

その一連の境界確認が、何故、条例第8条第1項第7号に該当するのでしょうか。用地確認の立会いは、現地状況、各種資料証拠等の事実により境界は決められるべきものであり、力に任せた折衝や交渉で決まるはずのものではないと思います。特に、公共団体であれば有るほど、折衝や交渉などのテクニックを排し、事実を基にして決められるものだと思いますが如何でしょうか。それが「相互の利害関係事項について協議し決定する為」の折衝に当たるのでしょうか。

話し合われた内容は、用地買収交渉とは程遠いものであり、用地担当職員の実務ミスや怠慢が明らかになることを恐れる余り、用地職員の特権である「用地買収交渉に当たる交渉」に託けて、又、口実にして、非開示としたのではないかと強く思っております。用地課職員の実務ミスや怠慢を隠蔽する為に、この非開示の便法が使われたのでは「県政の監視と参加する権利」と「知る権利」への重大な侵害であり到底許すわけにはいきません。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び宮城県情報公開審査会（以下「審査会」とい

う。)における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 理由説明書

本件行政文書には、用地交渉記録が記載されており、当該記録は、交渉当事者双方で内容を確認したものではなく、双方の認識が違う可能性があり、その結果、関係当事者間の信頼関係が損なわれ、交渉事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすと考えられるため、条例第8条第1項第7号に規定されている非開示情報に該当すると判断し、全て非開示としたもの。

(2) 審査会における意見陳述

イ 用地交渉記録には、当該事業に関係する地権者との交渉が記載されているが、これを公開した場合には、地権者との信頼関係が損なわれ、交渉事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすと考えられること、また、例えば事業が完了していたとしても、今後、他の事業において交渉での発言が事業完了後に公開されるかもしれないという懸念があるため、円滑な交渉に支障を及ぼすと考えられることから、用地交渉記録については、内容を問わず、また、完了、未完了を問わずに一律非開示としているもの。

ロ 各図面の中には、地区の地権者を参集した説明会で使用していた図面もあるが、用地交渉記録は全て非開示としていることから、各図面が用地交渉記録簿等と一緒に綴られ、一体の文書となっているため非開示としたもの。

このことから、実施機関は、条例第8条第1項第7号に該当すると判断し、非開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり

判断するものである。

## 2 本件行政文書について

本件行政文書は，県道〇〇〇〇〇線〇〇〇地区自転車歩行者道整備事業（以下「本事業」という。）に係る下記の文書である。

- (1) 復命書（平成21年7月13日付け）
- (2) 復命書（平成21年1月19日付け）
- (3) 用地交渉記録簿（平成17年8月17日付け）
- (4) 折衝記録（平成17年8月17日付け）

## 3 条例第8条第1項第7号該当性について

条例第8条第1項では，「実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き，開示請求者に対し，当該行政文書を開示しなければならない」と規定しており，同項第7号では，「県の機関，県が設立した地方独立行政法人，公社又は国等の機関が行う検査，監査，取締り，争訟，交渉，渉外，入札，試験その他の事務事業に関する情報であって，当該事務事業の性質上，公開することにより，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」が掲げられている。

実施機関は，本件行政文書について本号に該当するとしていることから，以下その妥当性について検討する。

本件行政文書には，実施機関の担当者が地権者と用地交渉等を行った具体的な日付け，本事業名，職員の職，氏名等が記載されており，また，本事業の地権者への工事の施工方法の説明とそれに対する地権者からの要望，用地取得にあたっての地権者の具体的な発言等が記載されていることから，実施機関は，第4の(1)及び(2)のとおり用地交渉事務の支障を理由に条例第8条第1項第7号に該当するものとして，一律非開示としている。

しかしながら，本号は，公開することにより県等が行う事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている行政文書については，行政文書の開示をしないことを定めたものである。

この本号の趣旨に照らし，実施機関が行った本件処分の妥当性について検討すると，実施機関が理由説明書及び意見陳述等において主張する内容は，当該事務事業及び将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障

が生ずることについての「おそれ」，「懸念」等であり，具体的な支障が生ずるとまでは認めることができなかつた。

したがって，条例第8条第1項第7号を理由に本件行政文書を一律非開示とした本件処分は，妥当性を欠くものである。

次に，本件行政文書に個人に関する情報が記載されていることが認められたため，条例第8条第1項第2号の該当性について検討した。

#### 4 条例第8条第1項第2号該当性について

条例第8条第1項第2号本文は，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。」と規定している。しかし，特定の個人が識別され，又は識別され得る情報の中にも，例外的に保護する必要がない情報として，条例第8条第1項第2号ただし書は，「イ 法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」「ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。），独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員の職，氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

以下本件行政文書の本号該当性について情報を分類し，個別に検討する。

##### （1）本件行政文書の「目的地」，「場所」の欄及び「相手方職氏名」，「相手方（対応者）」，「相手方」の欄について

当該欄に記載されている内容は，実施機関が地権者に対し説明を行った具体的な場所と地権者の職氏名であることが認められる。これらの情報は，個人に関する情報であつて特定の個人が識別されることから，条例第8条第1項第2号本文に該当し，かつ，同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しないと認められ，非開示とすることが妥当である。

(2) 本件行政文書の「概要等」の欄及び「内容」の欄について

当該欄に記載されている内容は、実施機関が地権者に対して行った自宅周辺の施工方法及び用地取得等の説明と地権者が実施機関に対して行った具体的な要望等であり、地権者や本事業に係る近隣住民等の詳細な情報であることが認められる。このうち、具体的な地権者の氏名及び要望等の内容から特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報が含まれている箇所については、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

(3) 本件行政文書と一体となっている資料（図面）について

当該資料は、実施機関が地権者の自宅周辺の施工方法及び用地取得等の説明の際に使用したものである。このうち、実施機関が地権者からの要望などをメモ書きしていた図面については、このメモ書きの内容と他の情報とを照合することにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

(4) 本件行政文書と一体となっている資料（排水計画）について

当該資料は、実施機関が地権者の自宅周辺の排水の計画等について説明した際に使用したものである。この資料の一部には、実施機関の担当者が工事施工の説明の際、地権者から受けた要望などをメモ書きした箇所が認められる。このメモ書きについては、この記載された内容から特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

(5) 本件行政文書と一体となっている資料（相手方が実施機関の担当者に宛てた文書）について

当該資料は、地権者が実施機関に対し、自宅周辺の施工方法及び用地補償等について、具体的な要望等を記載し寄せたものである。この記載には、地権者の特定に結びつくような詳細な情報が含まれており、また他の情報との照合により特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書

イ及びロのいずれにも該当しないと認められ、非開示とすることが妥当である。

(6) 本件行政文書の職員の氏名、印影等について

当該情報は、用地交渉等を行った実施機関の職員の職、氏名、印影等及び決裁欄の印影であることが認められる。これらの情報は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第8条第1項第2号本文に該当する。しかしながら、当該情報は、同号ただし書ロに定める、公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報であることから、開示することが妥当である。

(7) その他の情報

上記以外の情報についても、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるかを考慮しながら開示・非開示の妥当性を検討し、特定の個人が識別されない情報については、開示することが妥当と認められた。

5 結論

以上のとおり、実施機関が、本件行政文書について、条例第8条第1項第7号を理由にすべてを非開示としたことは妥当ではない。

当審査会は、本件行政文書について、個別に検討した結果、同項第2号に該当すると認められるものについては、非開示が妥当と判断した。

したがって、別紙1の情報は開示すべきと判断した。

**第6 審査の経過**

当審査会の処理経過は、別紙3のとおりである。

別紙1

No.	通しページ	区分	審査会の判断 (開示が妥当と判断された部分)
①	1 3 2 1 年 7 月 1 3 日 付 け	復 命 書 (平 成 2 1 年 7 月 1 3 日 付 け)	決裁欄及び職員の印影 決裁欄の下の対象行政文書名から記までの10行 (年月日・職員の職・氏名・印影等) 出張期間欄 目的欄 用務先等欄のうち団体等の名称欄 宿泊地欄 (但し、メモ書きされた部分を除く) 概要等欄 (1ページ目の17行目から18行目まで) (2ページ目の7行目から16行目まで(メモ書きを含む。)) (2ページ目の37行目から38行目まで)
②	7 8		排水計画(但し、メモ書きされた部分を除く)
③	9 11 2 1 年 1 月 1 9 日 付 け	復 命 書 (平 成 2 1 年 1 月 1 9 日 付 け)	決裁欄及び職員の印影 決裁欄の下の対象行政文書名から記までの11行 (年月日・職員の職・氏名・印影等) 出張期間欄 目的欄 用務先等欄のうち団体等の名称欄 宿泊地欄 概要等欄 (10ページ目の29行目から36行目まで(メモ書きを含む。))

No.	通しページ	区分	<p style="text-align: center;">審査会の判断 (開示が妥当と判断された部分)</p>
④	18 ～ 19	用 地 交 渉 記 録 (平成 17 年 8 月 17 日 付)	<p>決裁欄及び職員の印影</p> <hr/> <p>決裁欄の下の対象行政文書名から記までの8行 (年月日・職員の職・氏名・印影等)</p> <hr/> <p>出張期間欄</p> <hr/> <p>目的欄 (関係者の氏名を除く。)</p> <hr/> <p>用務先等欄のうち団体等の名称欄</p> <hr/> <p>用務先等欄のうち当所欄</p> <hr/> <p>宿泊地欄</p>
⑤	20	折 衝 記 録 (平成 17 年 8 月 17 日 付)	<p>対象行政文書名から3行目まで (報告者の職・氏名・印影等)</p> <hr/> <p>件名欄</p> <hr/> <p>日時欄</p> <hr/> <p>対応者欄</p>
⑥	22 ～ 27		<p>図 面</p>

(注)

- ※1 ①, ③の復命書, ④の用地交渉記録, ⑤折衝記録の様式は開示とする。
- ※2 「通しページ」とは, 実施機関が本件行政文書の各ページに付記した通し番号である。
- ※3 ○行目とは, 文字が記載されている行を一番上から1行目として, 順次数え上げたものである。(メモ書きは除く。)
- ※4 「(」, 「)」, 「,」, 「。」, 「○」は1文字と数える。
- ※5 スペースは数えない。
- ※6 行の文字数はすべて左から数える。

## 別紙2

### 第1回開示請求する公文書の件名及び内容について

「大川小学校の証言メモを市教委が廃棄したという問題」で、知事に父兄は関係者の処分を申し入れたとする記事が掲載されました。その中で村井知事は、『メモが本当に廃棄されたのかどうか、経緯を確かめたい。どんな記録でも不要になるまで保存するのが原則。今回のような大きな被害記録の重要性は誰にでも分かるはずだ』とのコメントを発表しておりました。もっともだなあ、と思いました。今回私が情報公開を求めたものは、平成〇〇年から問題化しており、収束の兆しがありません。その問題も発展して、今では、刑事事件にまで発展しようとしており、知事の言葉を借りれば『事の重大性は、誰が見ても判るはずだ』となると思います。開示に当たっては、隠したり捨てたり、私的な物だと屁理屈を並べて、開示に応じなかったり、保存年限は、1年だからと言って、普通の文書のように廃棄したなどとは言わないと思いますが、誠意を持って開示に応じて頂きますようお願い致します。

特に、文書管理法がないので、宮城県職員は、「文書を作ることを蔑ろにしている嫌いがありますが、情報公開担当課の課長さんは、『文書は作る義務がある』と仰られておりますので、後々のことまで考え、開示に応じて頂きますようお願い致します。

さて開示の内容ですが以下に羅列します。

全ての文書の開示には、

その時配布した資料、掲示した図面及び参集者の範囲も含む。

案内通知発議文書、通知文(案)資料及び添付図面及び掲示図面

説明会後の報告として作成した「打ち合わせ報告書」「復命書」又「議事録」「メモ等」も含む。

その後、その会場で出された意見要望等に対する検討と対策のための打ち合わせが有れば、話し合われた内容が分かる一切の文書の開示

開示文書とは、土木事務所内の文書のみならず、この件に関する打ち合わせ等に関して道路課が作成した文書も有れば、合わせて御開示願います。

以上の文書も含まれていることをご承知頂きます。

その他開示文書に含むものとして上記 a. b. c. に記載したのものも合わせて開示願います

以下同様に取り扱いして下さい。

- 1) 平成〇〇年〇〇年〇〇日に第一回県道〇〇〇〇〇線〇〇〇地区自転車歩行者道路整備説明会が開かれました。その後、平成〇〇年〇〇月〇〇日の『県道〇〇〇〇線〇〇歩道整備事業説明会』まで事業説明に始まり用地説明及び要求に対する説明会までの県主催の説明会に掛かる下記の文書一切の開示を御願いたします。

特に、開催後の復命書、公務員であれば、何故、復命書を作成するのか議事録を議事録を作成するのか釈迦に説法かと思いますが、その趣旨を踏まえて文書が作られているという立場で話していますので、単なる会議次第だけでは文書になりませんので、そのことを十分に認識して開示願います。

尚、平成〇〇年〇〇月〇〇日の意見交換会や平成〇〇年〇〇月〇〇日の議事録は必ず開示すること。

〇月〇〇日の意見交換会の議事録は、存在を確認していませんが、〇月〇〇日の『県道〇〇〇〇線〇〇〇歩道整備事業説明会』の議事録は、公安委員会にも提出されているようですが、内容が肝心なところが抜けていたり、恣意的にねじ曲げられた内容がすり替えられていますので、改竄されていないオリジナルの議事録を提出して下さい。又テープ等も同時に提出して下さい。尚、その場合は、事前にそのテープの複製をしていただけるのかどうか、教えて下さい。その場合は、此方から、CDかテープを持参しますので宜敷お願い致します。

住民の意見がどのようなものが出て、それに対して県側の対策のための打ち合わせで何が話し合われたのか知る上で重要なので、発言及び解答要旨は必須ですので、時系列で御開示を御願ひいたします。

その時配布した資料、掲示した図面及び参集者も範囲を含む。

案内通知発議文書、通知文（案）資料及び添付図面及び掲示図面

説明会後の報告として作成した「打ち合わせ報告書」「復命書」又「議事録」「メモ」等も含む。

その後、その会場で出された意見要望等に対する検討と対策のための打ち合わせが有れば、話し合われた内容が分かる一切の文書の開示

開示文書とは、土木事務所内の文書のみならず、この件に関する打ち合わせ等に関して道路課が作成した文書も有れば、合わせて御開示願ひます。

このことは、以下の文書開示にも共通しますので道路課（以前は道路建設課か）内の文書も含まれると解釈してください。

2) 上記以外で、当該自転車歩行者道の計画に関して（用地補償交渉の中身を見たく開示を要求しているものではありません。決して個人のプライバシーに関するものではなく、計画によって、直接関係住民の生活や安全に関わる部分がある場合は、プライバシーではないと思いますので、計画に関して又は、計画に関する要望等があった場合、又用地交渉中に計画に関する事が話し合ったのであれば、積極的に開示してください。）の文書の一切の開示を御願ひいたします。

尚、その様な話し合いがあったにも拘わらずプライバシーを対象にして非開示とするならば、審査会に不服申立てをしますので、その様な文書名を明示すること。

尚、非開示で、あるかないかも分からないような「もんきり的な不存在」などしないで下さい。だから、「貴方方を信じて開示を特定して要求しているので、貴方方も真摯に答えて下さい。」真摯的でないと思う場合は、全ての交渉文書の開示を求めそれに対して審査会の御判断を仰ぎます。このことは以下の全ての項に当てはまるのでそのつもりで作業をしてください。住民団体や準公務員である区長や個人と話し合った全ての会議や打ち合わせ等についても同様に文書の開示を御願ひいたします。

a.その時。配布した資料、掲示した図面及び参集者の範囲も含む。

b.案内通知発議文書、通知文（案）資料及び添付図面及び掲示図面

c.説明会後の報告として作成した「打ち合わせ報告書」「復命書」又「議事録」「メモ」等も含む。

『以下、開示文書に含むものとして上記 a. b. c. に記載したのも合わせて開示願います』以下同様に取り扱って下さい。

- 3) 更に、本人である〇〇〇や又当該人が参加した会議打ち合わせ交渉等については、用地交渉や打ち合わせ等も含めて開示すること。

その他開示文書に含むものとして上記 a. b. c. に記載したのも合わせて開示願います。以下同様に取り扱ってください。

- 4) 特に、〇〇〇〇〇〇買収に係る関係資料一切について御開示願います。

・上記土地の打ち合わせ報告書も含む。

上記地番に用地交渉に入った日時を示すもの。用地に関しては、対象とする地番及び建物が特定できるもので日時が分かるものであり、買収金額等は、求めませんが、何時契約したのか、契約を確定する契約書の発議文書と契約日付及び登記日時。

交渉が日時が知りたいので、時系列で開示願います。

なお、個人情報に係る部分及びそれに係る詳しい内容について開示できない場合は、何処の土地、建物の交渉を何時行ったかが分かる文書だけでもいい。しかし、交渉内容であっても、地域住民の生活を規制する内容であれば開示をしてください。（特に用地買収の条件に類するようなもので、例えば信号機を設置するとか、横断歩道位置を変えろとか無くせといった内容の箇所は、積極的に開示をお願いします。

少し、個人情報を含むからと言って全部を不開示にするのではなく、黒塗りで良いので開示願いたい。

何故、開示を求めるのか、信号機を付けるなど言うような条件で買収に応じたと言ってるものがおりそのために計画がねじ曲げられるのではないかと感じているからです。

- 5) 地域住民を排除して開催を強行した『平成〇〇年〇〇年〇〇日県道〇〇〇線歩道整備に係る意見交換会』については、事前に区長に開催日時や参集範囲やその協議内容に付いて協議をしたと町から教えていただいております。その復命書や議事録等持参資料等についても開示をして欲しいと思います。

何せ、既設の横断歩道を廃止してまでも、己が保身のために形だけの右折車線を設置したいがために、関係住民の反対が怖い為に地域住民を排除して「住民の総意だとして了解を得るため」に開いた会議開催に当たり事前の作戦会議である会議であったので、「意見交換会」の性格を知る上で重要な事前打ち合わせだと思っておりますので打ち合わせ書及び協議書、議事録等は必ず開示願います。

その他開示文書に含むものとして上記 a. b. c. に記載したのも合わせて開示願います。以下同様に取り扱ってください。

尚、1) の中で、上記時系列の中に含めて開示をしてください。

- 6) 町道〇〇〇〇線と県道〇〇〇〇線とが交わる交差点協議や意見聴取に関して行った町、警察、公安委員会との協議や意見聴取に係る一切の資料。

特に復命書は必須であり、発言内容及び発言趣旨が分かる内容であること。

意見聴取を行う場合、事前に〇〇警察署や公安委員会との行った打ち合わせについても、同様に時系列で御開示願います。

県担当者は、私達に対する説明（県側が作成した復命書でも分かっていると思うが）では、既設横断歩道を廃止移転するに関して、「住民の了解を得たとか、行き止まりで、人は中学校に上がれないとか、公安委員会は、横断歩道は、2はいらない、利便性が悪くても有れば良いんだというのが公安委員会見解でしたからとか、公安委員会の指導で右折車線でなくて曲がるためのスペースでも良いんだとか、担当の〇〇氏が説明会でゼブラが無くなると、困るので、右折車線は少なくとも良いと公安委員会から言われたとか」と言っていました。このことは、その後の、県の対応に重要な影響を及ぼしており、その様なことが言われたのか、はたまた、住民安全を無視しても、己が怠慢ミスを隠蔽するために、公安委員会の権威を利用したのか、嘘偽りかを判断するために重要なので開示を要求します。又、その様な協議・話し合い後に於いて行われた、所内の打ち合わせ、道路課との打ち合わせ等についても、担当者が勝手に計画することは、出来無いはずですので、必ず検討したはずですので、胸を張って御開示願います。

施策決定過程は、明らかにする責任があるはずですので必ず開示願います。

その他開示文書に含むものとして、上記 a. b. c. に記載したのも合わせて開示願います。以下同様に取り扱いして下さい。

又、交差点及び県道の自歩道設置工事に関して要望書及び陳情書があればその文書一切について開示願います。

又、そのことに関して行われた協議、打ち合わせ等他団体、機関、準公務員である区長等個人と行った協議や打ち合わせについても、開示を求めます。その内容は、上記内容と同様に使用した資料とを含めた一切の文書です。

7) 平成〇〇年〇〇月〇〇日に第〇回県道〇〇〇〇線〇〇地区自転車歩行者道路整備説明会が開催され、第〇回説明会が平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催されました。

通常であれば、第〇回の事業説明会において、住民の了解を得て、調査測量に入り、それを基に設計説明会が開催され、地権者の了解を得る。其れにより境界立ち合いが行われ、用地測量等が行われるのが筋だと思いますが、この箇所に於いては、セオリー通りの手順を踏まず、己がスケジュールや思いだけで進んできたように思えます。

依って、県道〇〇〇〇線〇〇地区自転車歩行者道路整備計画の道路設計委託について、この業務に関して、発注に関する一切の文書、契約書及び設計書及び設計変更契約書その仕様書、のみならず、その成果書又は報告書も合わせて御開示願います。

その場合、県側と委託業者が取り交わす協議書打ち合わせ調書等についても併せて、御開示願います。

又、日付別に立ち会の場所と対象区域氏名（〇〇〇が何時立ち会ったのかは必ず含めること）、尚、その時、立ち会の時に地権者からの申し出及び要求等があったのであれば、其れを記述した復命書等、はたまた、その時、配った資料等が在れば其れも御開示願います。又、現場で出された要求や要望については、業者から協議事項などで出される場合があるので、別途、協

議綴り等は、路線測量、道路設計及び用地測量等に関しても同様で全て提出すること。

尚、用地測量に関しても同様開示願います。

又、これ以外でも、当概箇所に於いて、用地路線及び道路設計以外で委託した場合も同様です。しかし、排水に関しては、別として後程、項立てて開示を要求します。

- 8) 7) と関連し平成〇〇年に、交差点近くの〇〇〇〇〇（後に分筆し〇〇〇となる）と道路との境界確認を行っているが、その結果については回答を頂いております。そこで、用地測量の委託発注に関しその関係書類一切の開示を願います。

・〇〇〇〇から〇〇（本は〇〇であり〇〇に分筆）は昭和〇〇年当時土木と境界確認している。境界は側溝縁となっている旨の調査結果の報告があった。  
・〇〇〇〇 〇〇〇〇から、〇〇は立ち会った以上は、側溝縁でそれ以外は公図通りにすることで了解。

尚、境界立ち会い時に、上記件について立ち会いが終わってる旨を告げたにも拘わらず、側溝の縁での官民境ではなく、当方が築造したブック擁壁を含めてた用地測量図を一方的に送ってきたが、何故その様なことになったのか、その経緯を示すの一切の文章や資料等の御開示を御願いたします。尚、立ち合いに臨んだ測量業者との打ち合わせ記録簿についても、開示を御願いたします。

私は、立ち会い時に、以前立ち合いを行ってる旨を申し出ておりました。そのことがどの様に処理されたのかどの様に伝えられたのか確認する必要がありますので開示願います。

併せて、道路台帳も提出すること。

- 9) この交差点に関しては、以前〇〇〇町長から平成〇〇年〇〇月〇〇日に『都市計画道路の計画に伴う交差点計画等に関する交通上の意見について』として、公安委員会に対して交差点協議が成されております。此にかまけて、町担当者〇〇氏は、「〇〇〇〇〇など、指導されるなど思ってもいなかった」し「土木から、右折車線の設置に付いては、道路構造令通りだと聞かされていたので、今の今まで、基準通りだと思っていた」当方の調査にそう答えておりました。

経験豊富な、土木職員であれば、交差する道路の施工や、交差点を含んで歩行安全改築を行う場合は、道路法95条の2第1項により

又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行う場合は、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

公安委員会に対して意見聴取をしなければならない事は御存知の事だと御思います。

幾ら、町が交差点を新設するから意見聴取を行ったとしても、交差点を含む当該路線で『歩行安全改築』を行う場合は、県も、意見聴取をしなければならないことは、上記、法の趣旨から明白である。更に、この箇所に於いては、一部の取り付け改良に留まらず、交差点を含み〇〇〇mに亘る歩行安全改築のために、内容ががらりと変わっており、歩道位置も、片側から両側、自歩道が歩道へと、まるっきり別物になっている事を考え合わせれば、土木に携わる職員であれば、意見聴取は必要だと考えるのは当然だと思います。

依って、公安委員会に対して行った意見聴取関係の書類、復命書及び添付資料や図面及びメモ等一切の御開示を御願いたします。

① 尚、事前に、打ち合わせを行っているのであれば其れも含みますので宜敷お願い致します。

上記に記述したとおり、法の趣旨から、交差点の新築と、歩行安全改築は、別物であり、各々が意見聴取を行うべきものであるが、ミスや怠慢でこれをせずに、遅ればせながら、〇〇町の意見聴取に安易に加えていただいたのなら、その経緯を記した、文書資料等に一切を御開示願います。又、公安委員会が其れを認めるとしたならば其れを示す文書に付いても一切の開示を御願いたします。

② 尚、道路法による意見聴取を行う他に、自転車横断帯及び横断歩道の設置を行う場合は、道路交通法 110 条の 2 第 3 項の規定により公安委員会から各道路管理者に対して意見聴取があることになってるが其れが行われたのかどうか有れば、その関係書類及び文書、資料、図面、メモ等一切を御開示願います。

③ 〇〇町が行った、公安委員会に対する意見聴取で、県道側に、横断歩道を設置したりしなかったり、はたまた、自転車横断帯を設置したりするには、〇〇町は、県の了解を得なければならず、その打ち合わせ等文書や資料図書の一切を開示して欲しい。

④ 本来、道路交通法 110 条の 2 第 3 項に基づいて、公安委員会が道路管理者に意見聴取を行う事なることになっており、勝手に、自転車横断帯及び横断歩道設置については道路管理者が入れられるものではないはずで。

依って、その位置に入れた図面を作ったのは誰なのか、誰の指示で作成したのか、其れが分かる文書の一切を上記内容で御開示を御願いたします。

⑤ 尚、もし勝手に県が入れたとしたならば、その入れる位置を特定した方法や規格を示したマニュアルや指針を開示願います。

⑥ 〇〇町が、公安委員会に対して意見聴取を行なった時添付した図面は、県職員が作成したと〇〇町が告白していましたが、〇〇町長が行った意見聴取に添付した図面を県担当者が作成することとなったその経緯理由を示す文書や資料の一切を開示願います。

作成時に参考とした基準要綱とも合わせて開示願います。

⑦ 地権者から、自転車歩行者道から歩道に変わった経緯の質問や自歩道に戻せと言う要求が合った中で、計画決定とは行かず宙ぶらりんの状態であったにもかかわらず、平成〇〇年〇〇月〇〇日には、県と町の施工区分に基づいた用地境界の立ち会を行って。

マア、計画が確定したのは、私の記憶では、平成〇〇年〇〇月〇〇日に第〇回県道〇〇〇線〇〇地区交通安全整備事業説明会以降数度開催されたが、〇〇月〇〇日の計画が動くことは無かったのでこの時に決定したのだと思料されます。

依って、その日時的前後に道路法第 95 条の 2 第 1 項に基づく意見聴取を行う必要が合ったはずである。法的にも歩行安全改築を行う場合は、公安委員会に対して意見聴取を行うことになっていたが、実際意見聴取を行ったのは、平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、事前協議を平成〇〇年〇〇月と推定すると、実に〇年間のブランクがあります。

ミスや怠慢で遅れたので無いならその理由が明確に示している文書や協議文書一切を開示するようお願い致します。

⑧ 平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇町から、公安委員会に対して意見聴取を行ってのが、その時、宮城県担当者も立ち会ったといわれる。

立ち会ったとするならば、その時の復命書及び一切の関係文書及び資料メモ等を御開示願

います。又、その協議に先立って行われた事前協議にも立ち会ったのであれば、その時の一切の文書も開示願います。尚その事前協議で、右折車線設置について指導があったとのことで、再度、平成〇〇年〇〇月〇〇日に出し直しをしたとしているが、指導があって、出し直しをした迄の、宮城県が、道路課、〇〇町、〇〇警察署及び公安委員会と協議、打ち合わせをした、又は、立ち会ったとするならば、その時に作成した打ち合わせ調書や協議した復命書や添付した資料メモ資料等を全ての文書について開示するようお願い致します。

1 0) 平成〇〇年〇〇月〇〇日に、県道〇〇〇〇線〇〇地区の排水整備計画説明会があり、今回歩道整備区間から、〇〇迄の区間も整備するとして説明がありました。

合わせて、今までの排水系等は、手を付けずそのまま活かすとの説明がありました。

しかし、施工を進めていくうちに、宮城県職員〇〇氏の言葉を借りれば、〇〇町担当者と協議した、そして設計したからから、県道〇〇〇〇線の道路側溝を水源としていた水路（青線）を遮断し埋め立ててしまった。序でに、町道〇〇〇〇線の側溝も勝手に遮断して流れないようにしてしまいました。もうやりたい放題です。

そこで、〇〇氏が『〇〇町と協議した、設計したので、県道を境にして区分した。だから、水路も埋め立てた。』其れがどのような影響を与えるかも考えずに口走っていましたが、今年の〇〇月〇〇日の台風〇〇号による浸水騒ぎにもなったことを考えると、この経緯を明らかにする必要があります。

依って、流域の決定や設計諸元の決定した協議打ち合わせ、そして、施工区間のみの道路側溝の設計では、水路及び町道の側溝は、全て県道側溝に流し込む又は水源とする計画であったにも拘わらず遮断した理由及び経緯を明らかにする復命書か打合せ調書及び、そこに受託業者が介在していたのであれば、話合いの内容を記した指示書とか打ち合わせ調書なるものも併せて開示して下さい。

尚、道路側溝の設計は、当初、施工区間のみの設計、それに継ぎ足す形で、2回目の設計を発注しているはずです。

ア. 何故、〇回目の設計を必要としたのかその経緯理由を示す協議や復命書の開示を御願いたします。特に、〇〇氏が何度も言っていた、水路を埋めたのは、〇〇町と協議した、其れで、設計したと力んでいたもので、その協議の復命書等資料メモ平面図等も併せて一切の文書同時に、この件に関して水路設計の業者への指示及び、協議書の一切を提出すること。

イ. 2つの設計をした委託設計書及び発注から完了までの一切の書類及び報告書

ウ. 設計を行うに当たり基準とした要綱指針

その他、開示文書に含むものとして上記 a. b. c. に記載したのも合わせて開示願います以下同様に取り扱いして下さい。

1 1) 特に、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号「町道〇〇〇線道路改良事業に伴う交差点改良変更について」に係る一切の文書図面等も含む

①〇〇町と共に公安委員会に意見聴取を行った関係文書。復命書、添付図面等

②〇〇土木事務所長宛に『道路法95条の2の意見聴取に基づく、宮城県公安委員会との変更

協議完了に伴う関係資料（送付）』関係の一切の文書及び図面等も含む。

④〇〇町と一緒に行ったこの件に関して行われた〇〇警察署との打合せ復命書等の一切の資料と図面を含む一切の文書について会議をお願い致します。

- 1 2) 道路側溝の施工に伴い今まで既設側溝に接続していた〇〇〇線の道路側溝及び水路（青線）を遮断したが、特に、土木職員〇〇〇〇は『町と協議して設計した』と声高に主張していたので、協議内容を知ることの出来る復命書とか打合せ調書及び図書設計書、メモ、資料（調査報告書も含む）一切の開示と、同時に〇〇町管理の水路（青線）を遮断埋設することに伴い〇〇町の公共物管理条例に基づく

（行為の許可）

第 21 条 公共物において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、公共物管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする行為
- (2) 土地の掘削、盛土その他公共物の現状を変更する行為
- (3) 普通河川の流水の方向、清潔、流量等について、普通河川管理上支障を来すおそれのある行為

上記条令に伴い、水路の廃止には、管理者の許可が必要である。依って、〇〇〇〇線に沿って存在する水路及び〇〇〇〇と〇〇〇〇の間に存在する水路の処分に関する一切の文書について併せて開示願います。

又、〇〇〇〇線に沿って存在する水路及び〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇の間に存在する水路に関して、機能変更や廃止等について、関係機関や個人と話し合った、内容とその時の関係資料、又協議及びそれに関する打合せ復命書等の関係資料一切について開示願います。

- 1 3) 〇〇氏は、「水田が開発されるのであれば開発業者に遣らせる」と安易に言っていたが、特定保留地ではあるまいし、県が、この地区を第 1 種中高層住居専用地域として指定したものであり、業者からの申し出て指定したものでないのに整備の指示が出せるわけではないと思います。マア、御本人は、そう叫んでいましたので、そのことが出来るとするならば開発要綱とか法律条令で明らかにして欲しいと思います。県職員が、間違ったことを言うはずはありませんから、御開示願います。

又、当方は、小規模開発が行われた場合、この区域は、水路に囲まれた地域であり、宅排を流す場合は、〇〇〇mの水路建設しかありません。しかし、其れ以外では、県道側溝に流すことしか有りません。当の〇〇氏は、其れを知ってか知らずか分かりませんが、流域を分割して道路側溝に絶対流させないとして水路（青線や町道側溝）までも遮断し、埋め立ててしまいました。そのため、県道側溝は、その区域を流域に加えていない断面で施工されているので、担当が変わって、道路側溝に接続されたのではなかったものではありません。

そこで、行政班が、宅排を道路側溝に接続する場合の判断基準や、この場合は、接続させたとする道路使用許可基準か要綱等の文書を開示願います。

- 1 4) 災害対策本部の議事録作成がされていないとして問題になっています。今まで、県職員は、

自分の言ったこと遣ったことに責任を持つとしないために、このような議事録や復命書等、自分が行ったことを証拠に残すことを保身のために極端に毛嫌いする傾向がありました。そのことが顕在化したのが対策本部事件だと思います。

しかし、私達県民としてはその様な風潮が蔓延していると成れば由々しき問題で見過ごすわけにはいきません。

同様なことがこの箇所でも、行われたとっておりますので其れを明らかにするために開示をお願いするものである。

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）（〇〇～〇〇）に『交差点構造及び排水計画について』話し合う事になっていました。今まで余にも世間一般の常識からかけ離れた事を言うので、我慢が出来ず、テープを持って来るようお願いし、そうするとして約束しましたが、当日、〇〇氏は、テープは、他の研修会が在ったので、そちらに持っていったので持ってきませんでしたとシャーシャーと言ったのけました。更に、その時、ではこちらで、テープを取るから、テープの信憑性を高めるためにテープお越しを頼みますと約束し後日テープを持参すると、今度は、デジタルしか無いので再生できません、再生できる機械を買ったら借りますと言って突っ返してよこしたことがありました。

そこで、テープを取らない場合でも正確に復命しているのか、其れともしないのか確認するために、上記開示請求とダブルか、特に、思い出させるために此处で復命書を再度開示を要求します。

又、当日、平成〇〇年〇〇月〇〇日に行われた、土木事務所であった会議研修会講習会全ての復命書と、議事録の開示を要求します。

全ての文書保管期限が1年ではないと思いますが、無いというなら、出張命令書等、今ある書類で、その会議が特定できる文書の開示を併せて御願いたします。

又、当時の監査資料の開示も併せてお願い致します。

- 1 5) 当初は、〇〇班長が、「此からの道路は、自転車歩行者イスが気兼ね無しに安全に通れる道路造りが求められている」として、是非とも「自転車歩行者道路の整備が必要だと、第〇回の説明会で力を込めて事業の説明をしていましたが、平成〇〇年〇〇月〇〇日には、第〇回説明会では、〇〇〇〇地区交通安全施設整備事業と変更した。

その内容も自歩道整備から歩道整備に変えたが、その内容変更の経緯が分かる、協議や打ち合わせ施策決定の経過が分かる文書資料図面や議事録等の開示をお願いします。

尚、誰が出席し、どのような内容が話し合ったのか、その発言趣旨や決定内容が明確である文書であることは、言うまでもありませんが、「文書開示に於いて求められるのは、『説明責任と、行政の透明性を確保するために、意志決定の経過や発言内容を残すことは重要だ』としていますので、其れを踏まえて、開示を御願いたします。

開示前にそんなことを言うのは、僭越ですが、もし、不存在として開示が出来無いとその理由を示すこと。『作らないから無いでは答えになっていませんからね。』

- 1 6) 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇第〇〇〇〇号で〇〇〇町長と、当該路線は、3種3級で整備するとしていたが、交差点部は、4種2級となっています。変更に至る経緯を示すメモや資料図

面等を含めた一切の開示をお願い致します。

庁内及び道路課及び〇〇町との打ち合わせ、又、発注起案書から完了検査まで、その間の打ち合わせ調書を含む報告書までの一切の開示を御願いたします。

- 17) 〇〇副所長は、平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)(〇〇～〇〇)に『右折車線など、最初から作るつもりはなかった、曲がるためのスペースだとか駐車帯停車帯だ』などと今までの話し合い約束を反故にする暴挙に出ました。私達住民説明会においても、又、意見聴取でもやるとして提出した公文書に対しても、下記の間答のように

〇〇：交差点協議で出してる書類も此も嘘だと言いだめるんですか。

〇〇：この図面に実際右折レーンと入ってるのは、間違いです。

〇〇：間違いだったら認めるべきではないか。ハッキリと。又、別の言い方をして逃げたり、又言い逃れが出来なくなると、元にもどって。最初から右折車線なんて考えていませんでしたとしゃーしゃーと言いだめる、そんなことを延々とやってきたんですよ。何で認めないの。

文書は間違いです。更に続けて『此処に書いてあることは、見ないで下さい、こっちだけを見て下さい』と言いだめるみんなの失笑を買ってしまいました。

その様な住民を欺く計画を説明会において、シャーシャーと住民を欺く計画を説明すると成れば、組織上げて計画されなければならないはずである。その意志決定過程が分かる文書一切を改めて開示を要求します。

更に、公文書に於いて、こっちは見ないで、こっちだけを見て下さい。本文にどう書いてあっても、添付書類に書いてあれば、又、嘘で固めた添付資料を使って説明すればこっちが優先でしょうと言っていました。公文書作成に係る要領とか要綱事例集とか規程とか併せて開示をお願い致します。

- 18) 平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)(〇〇～〇〇)に、『〇〇部長を入れて話し合った土木部としての決定を伝えに来た』と言うことで、私の自宅に押しかけたことがありました。

上記開示要求とダブルかも知れませんが重要なので、別項で開示を要求します。

更に、〇〇町長は、この件について〇〇土木部長は、強行だった。『〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇』と言っていた、とのことでした。

〇〇部長に関しては、道路課及び土木事務所の担当者を入れての話し合ったとのことであるのでこの件に関して土木部の決定が出るまでの一連の道路課及び土木事務所内の打ち合わせ協議も含めて一切の文書の開示を要求します。

〇〇部長の件も、〇〇町長との一連お話に関しても、どの様な理由でその様な発言が飛び出したのか、その根拠となる文書の開示を御願いたします。

又、部長が、このような認識に立つまで部長を中心にこの件で話し合われたことについて内容が分かる、又、情報公開室の〇〇〇〇課長が『意志決定の経過や発言内容を残すことは重要だ』と言ってるように、土木としての施策決定が行われたような言い振りなので、其れを明確に記述した復命書や打合せ調書の開示を要求します。

併せて、〇〇町長が、土木事務所長と当該道路の整備について話し合った件に付いての調書

等等も同様に開示を御願いたします。

その他開示文書に含むものとして上記 a. b. c. に記載したのも合わせて開示願います  
以下同様に取り扱いして下さい。

- 1 9) 平成〇〇年〇〇月〇〇日に自転車横断帯及び横断歩道設置は口の字で設置すると住民に対して説明し住民もそうなるものと信じていた。しかし、工事最終段階に入った時点で約束していた、自転車横断帯及び横断歩道を施工しない暴挙に出たので、平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）（〇〇～〇〇）に、自宅に来ていただき話し合いを持ちました。

このような計画の変更は、一担当者で出来るわけが無く、事務所に於いて検討か協議があったものと考えます。依って、約束していた自転車横断帯及び横断歩道の設置を反故にする計画が話し合われた協議等の一切の文書の開示を御願いたします。

重要な施策の変更です。無いはずはなくよく探して開示することを要求します。

尚、平成〇〇年〇〇月〇〇日に私達と話し合った内容がどの様に報告されたのか知るためにその復命書についても開示願います。上記開示要求とダブってしまいますが、改めてお願いいたします。

その他開示文書に含むものとして上記 a. b. c. に記載したのも合わせて開示願います  
以下同様に取り扱いして下さい。

- 2 0) 上記話し合いが持たれた同日に、〇〇氏が、『警察と立ち会っているとき、〇〇さんが、約束していた位置での横断歩道は、ちょっと危ないので、自分の近くに移動して欲しいと言ってきたそうです。

元々、当概箇所に横断歩道を設置したくない県としては、話に乗ったとのことでした。

依って、〇〇と話し合ったという、内容を示す文書一切の開示を御願いたします。

尚、その後、又それ以前でも、この横断歩道の移動に付いて話し合ったのであれば、その文書メモ資料等一切の文書の開示を求めます。

- 2 1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日の『県道〇〇〇〇〇線〇〇〇歩道整備事業説明会』において『道路照明灯は、交差点のみでありその他は、設置されている防犯灯を全量移動しバージョンアップして設置しますので、道路照明と同様になりますので其れで対応したい。』との説明が、〇〇副所長よりありました。それが、分からないうちに勝手に間引かれ設置されてしまいました。その言いぐさが、ワット数を倍にしたから間引いたんだ。何が悪い。と言わんばかりの説明でした。一般常識がある人間であれば、ワット数を2倍にしたからと言って、明るさが2倍と考える方が馬鹿でありその説明は、噴飯ものでした。

ワット数を2倍では無く、照度（ルクス）を2倍にするなら分かるが、其れも、距離の2乗に反比例するわけであれば、間引いたの半分の距離と角度による減衰を考慮しなければならず、照度計算は、ワットの2倍とか3倍の話ではありません。

上下だけで計算すると、照度は距離の2乗に反比例するので、以下に計算式を載せておきますので勉強して下さい。

照度＝真下1mの照度÷（任意の真下距離）2乗であるのが、

さて、またまた〇〇氏ですが、彼は、〇〇副所長が説明した『全量バージョンアップ移設』と説明していた平成〇〇年〇〇月〇〇日の『県道〇〇〇〇線〇〇〇歩道整備事業説明会』に参加していたかどうかは分かりませんが、この説明会は、道路照明の要望の回答が事前に分かっていたはずであり其れを確認しなければ業務を行うことは出来ないはずで、このことについては、平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）（〇〇～〇〇）に〇〇土木事務所〇〇技師 後で、〇〇主幹に抗議している。その時、以下のことを話したはずである。

・陳情回答説明会時に、道路照明は付けられないが、今ある防犯灯を移設しバージョンアップしますとの回答があった。●の2箇所が設置されていないがどうしたのか。

・関の防犯灯については、交差点照明があったとしても、財産はあるはず。

其れの移転とか補償は有るはずである。

（交差点照明は、県が必要で付けたのであり、当方としては財産があるはず）

・〇〇は、〇〇さんと話し合って設置した。「2灯無くて暗いというなら、〇〇さんから要望があったと伝えておきます」と話したが、馬鹿を言え、「要望なんかじゃない、あったものをセットして下さいと言ってるのである。〇〇さんから移動の要望があったのなら、何処に移動したのか。何処にも無いですよ。有るなら場所を示して下さい。部落の財産を勝手にいいやなって言えるはずがないのではないか。〇〇さんが、今あるものを要らないとでも言ったのか。

「防犯に確認してみます。」？と言っていた。

・馬鹿なことを言うものではない。平成〇〇年〇〇月〇〇日の意見交換会のように、都合が悪くなると、其れなりの人を見つけてきて、その人と話し、了解を得たという土木事務所の常套手段のようだが、要求に対する回答が、一主幹如きが反故に出来るはずはない。ので。下記の文書の開示をお願いします。

1) 前とダブルが、平成〇〇年〇〇月〇〇日の議事録

2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）（〇〇～〇〇）に〇〇土木事務所〇〇〇〇と話し合った。打ち合わせ調書。

当日、議事録を調べる、又財産なので、その関係をしたべる。何故こういう事になったのかについても、〇〇氏は調べるとしていたので、復命書又その後の打ち合わせ等の一切の文書を資料メモ図面等併せて開示すること。

3) 又、現場で、（日時不明）防犯灯移設箇所と、ワット数を2倍だから、現状通りだと、嘘の説明で納得させたと云ってる当日の復命書、提出した又貰った資料及びメモ図面等一切の開示をお願い致します。

2) 2) 県の道路計画では、既存の擁壁であっても切り土法面で計画しており、町も同様であった。

そのため、右折車線設置も簡単ではないかと、此方から、知恵を授けたところ、〇〇副所長は、何をトチ狂ったのか分かりませんが、法面の買収は、全ての法先で買収するのが、「宮城県の、買収時の境界条件なんです。既存の擁壁があるなら、もし補償して貰いたいなら、申し出てください」との言葉でした。

「境界条件成る言葉は、買収に関して初めて聴いたし、他人の財産を、もし必要なら申し出てください、補償するから」と言われたのには、ビックリしました。公務員もずいぶん偉くな

ったんだ、マア、嫌がらせて対応しているようだから、決裂して元々だという気持ちで強気で出てるのだと思い、ずいぶんな人だと思ってしまいました。

其れで、以下の件について開示をお願い致します。

忘れていると困るので、当日のメンバーを記述しておきます。

◆平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) (〇〇～〇〇)

件 名：合いたいとの事で会った。

相手側：〇〇副所長 〇〇用地専門監 〇〇用地班長 〇〇主任主査

- 1) 先ず、平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 当日の復命書、用地交渉記録メモ等の一切の文書の開示
  - 2) 〇〇所長が言っていた、買収時の境界条件とやら明文化されていると思うがそのマニュアル手引き規程どれでも良いです。その境界条件成るものを書いてある文書の開示をお願い致します。
  - 3) この件に関してその後打ち合わせたのであれば、その協議、検討書メモ等の一切の文書の開示をお願い致します。尚、此方から、法面を擁壁にして、右折車線設置を考えたらと提案しており、その検討もあるはずです。必ず検討書は有るはずです。開示をお願い致します。
- 2 3) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) (〇〇～〇〇) に、〇〇技術主幹 〇〇主任主査 〇〇警察署の〇〇さんともう一人で、暫定供用の仕方に付いて話していました。
- このことに関して、警察署に対する通知書から始まり復命書、その後の、打ち合わせについての文書一切を下記の如く開示願います。
- その他開示文書に含むものとして上記 a. b. c. に記載したのものも合わせて開示願います。以下同様に取り扱いして下さい。
- 2 4) 完了検査を警察の立ち合いを求めて実行した様ですが、その要請の文書、又、立ち合い検査の回答文書を開示して欲しい。立ち合いに際して使用した図面や資料も合わせて開示することか。又、立ち合い時に使用した図面、及び自転車横断帯及び横断歩道設置には、道路交通法 110 条の 2 第 3 項に基づく意見聴取が行うことになってるが、公安委員会から道路管理者へ行われた文書及び協議一切の資料図面及び復命書等を合わせて一切の文書を開示すること。
- その他開示文書に含むものとして上記 a. b. c. に記載したのものも合わせて開示願います。以下同様に取り扱いして下さい。
- 2 5) 情報公開に関する全ての、条令や要綱やマニュアル等、又は、〇〇〇〇課長が『意志決定の経過や発言内容を残すことは重要だ』言っているように、施策や計画を行う場合その意志決定に関してその過程を示す文書を作成しなければならないとする条令や規程要綱マニュアル等全ての開示を御願いたします。
- 2 6) 再掲であるが、当該箇所 (〇〇町〇〇〇～〇〇町〇〇〇〇地内交差点を含む延長〇〇〇mで行われた自転車歩行者道事業) の設計時に使用した基準やマニュアル指針、道路側溝設計に使用した指針マニュアル一式。尚、使用した指針等については、他機関が作成した又制定したマ

ニュアルや要綱等も含まれますので其れを含めて一切と言うことです。

くれぐれも、道路構造令だけと言わないで下さいネ。

その他開示文書に含むものとして上記 a. b. c. に記載したのも合わせて開示願います。

以下同様に取り扱いして下さい。

27) 分からないなら問い合わせをしてください。違っていたら、再度開示請求しますので、時間のロスになりますので、改めて言います。分からない意味不明であれば、問い合わせてください。

誤字脱字だらけで申し訳御座いません。災害本部の議事録作成をしていなかった問題で、知事は、メモ等が残ってるので、どうあっても議事録は作成するとしており、やっぱり責任者は、違うなあと思いました。その立派な知事さんの基で働いてる職員ですので、作らなければならぬ、文書は必ず作成していると思いますので期待しています。

ミスや怠慢を隠すために姑息な手段は執らないと思っておりますので期待しております。

以上です。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)

別紙3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
24. 12. 11	○諮問を受けた。(諮問第194号)
25. 1. 7	○異議申立人から意見書を受理した。
25. 2. 21 (第318回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 3. 11 (第319回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 4. 19 (第320回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 5. 22 (第321回審査会)	○実施機関から処分理由等を聴取した。
25. 6. 27 (第322回審議会)	○事案の審議を行った。
25. 7. 29 (第323回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 8. 27 (第324回審議会)	○事案の審議を行った。
25. 9. 26 (第325回審議会)	○事案の審議を行った。
25. 10. 22 (第326回審議会)	○事案の審議を行った。
25. 11. 28 (第327回審議会)	○事案の審議を行った。
25. 12. 16 (第328回審議会)	○事案の審議を行った。
26. 1. 27 (第329回審議会)	○事案の審議を行った。
26. 2. 24 (第330回審議会)	○事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
坂 野 智 憲	法律家	
渋谷 雅 弘	学識経験者	
杉 山 茂 雅	法律家	会長
矢 吹 眞理子	情報公開制度を理解する者	

（平成26年3月20日現在）

